

電気自動車コンダクティブ充電システム 第 24 部: 直流充電制御のための 直流充電ステーションと電気自動車との 間のデジタル通信

JIS D 61851-24: 2014

(JARI)

平成 26年 10月 20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

D 61851-24: 2014

日本工業標準調査会標準部会 自動車技術専門委員会 構成表

		氏名			所属
(委員会長)	槇		徹	雄	東京都市大学
(委員)	東		雄	_	株式会社本田技術研究所
	荒	井	宏	昭	一般社団法人日本自動車部品工業会
	上	野		潮	自動車基準認証国際化研究センター
	江	角	直	樹	国土交通省自動車局
	大	朋	昭	裕	トヨタ自動車株式会社
	尾	崎	晴	男	東洋大学
	木	戸	彰	彦	一般財団法人日本自動車研究所
	関	П	久	男	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
	古	江	郁	子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	寺	谷	達	夫	名古屋大学(公益社団法人自動車技術会)
	永	嶋		功	公益社団法人全日本トラック協会
	中	谷		敏	一般社団法人日本自動車連盟
	播	磨	英	$\vec{=}$	日本自動車輸入組合
	古	谷	博	秀	独立行政法人産業技術総合研究所
	別	所	芳	行	日産自動車株式会社

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:平成 26.10.20

官 報 公 示:平成 26.10.20

原 案 作 成 者:一般財団法人日本自動車研究所

(〒305-0822 茨城県つくば市刈間 2530 TEL 029-856-1112)

審 議 部 会:日本工業標準調査会 標準部会(部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会:自動車技術専門委員会(委員会長 槇 徹雄)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ペーシ
序	文····································
1	適用範囲
2	引用規格
3	用語及び定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	システム構成····································
5	デジタル通信アーキテクチャ····································
6	充電制御プロセス ····································
7	充電制御の概要
8	DC 充電制御のために送受信される情報 ····································
附	属書 ${f A}$ (規定) システム ${f A}$ の ${f D}{f C}$ 充電ステーションの制御のためのデジタル通信 \cdots
附	属書 ${f B}$ (規定)システム ${f B}$ の ${f DC}$ 充電ステーションの制御のためのデジタル通信 \cdots
附	属書 ${f C}$ (規定) システム ${f C}$ の ${f DC}$ 充電ステーションの制御のためのデジタル通信 $\cdots \cdots \cdots$
参	考文献23
附	属書 JA(参考)JIS と対応国際規格との対比表 ······24
附	属書 JB(参考)JIS と対応国際規格との対比表(対応国際規格編集上の誤記)
解	説····································

D 61851-24: 2014

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、一般財団法人日本自動車研究所(JARI)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS D 61851 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS D 61851-23 第 23 部:直流充電ステーション

JIS D 61851-24 第 24 部: 直流充電制御のための直流充電ステーションと電気自動車との間のデジタル 通信

JIS D 61851-24 : 2014

電気自動車コンダクティブ充電システム-第 24 部: 直流充電制御のための直流充電 ステーションと電気自動車との間のデジタル通信

Electric vehicle conductive charging system—
Part 24: Digital communication between a d.c. EV charging station and an electric vehicle for control of d.c. charging

序文

この規格は、2014年に第1版として発行された IEC 61851-24 を基とし、我が国の使用実態を反映させるため技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一 覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

この規格は、コンダクティブ接続による直流充電ステーション及び電気自動車の充電制御デジタル通信の基本的要件を規定している。

1 適用範囲

この規格は、**JIS D 61851-23** とともに、入力電圧が交流(AC)600 V 又は直流(DC)750 V までのコンダクティブ充電における、電気自動車(以下、EV という。)用 DC 充電ステーションと EV との間の DC 充電制御デジタル通信について規定する。

EV 充電モードは、JIS D 61851-23 に従い、モード 4 である。この規格は、高電圧 AC 電源に接続する充電ステーションを除く。

この規格の**附属書 A~附属書 C** は、**JIS D 61851-23** に規定する DC 充電システム A、DC 充電システム B 及び DC 充電システム C に固有の DC 充電制御のためのデジタル通信をそれぞれ規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を,次に示す。

IEC 61851-24:2014, Electric vehicle conductive charging system—Part 24: Digital communication between a d.c. EV charging station and an electric vehicle for control of d.c. charging (MOD) なお、対応の程度を表す記号 "MOD" は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、"修正している" ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む。) は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。